

**令和6年度「地域企業と連携した次代の京都の担い手育成事業」
運營業務委託に係るプロポーザル募集要項**

令和6年度「地域企業と連携した次代の京都の担い手育成事業」運營業務（以下「本業務」という。）委託に関し、次のとおり受託希望者を募集する。

1 募集趣旨

本市では、「行財政計画2021－2025」における「都市の成長戦略」として、「若い世代に選ばれる千年都市」をはじめ、5つの都市デザインを掲げ、京都で学ぶ留学生を含む学生（以下、「学生」という。）を対象に京都への愛着や関心を醸成する各種の取組を通じ、京都を愛する京都ファンの確保、さらには学生の市内での定住促進・次代の京都の担い手育成という好循環につながる都市を目指している。

この一環として、「大学のまち・学生のまち京都」の大学・短期大学等で学んでいる学生が、就職活動前の早い段階から京都市内に本社や支店を有する多様な地域企業（以下、「地域企業」という。）と出会うきっかけづくりの機会の提供を通じ、学生に地域企業が持つ特色や強み（オリジナルの付加価値）への興味・関心を持ってもらうとともに、将来的な京都での就職・定住につながる気運の醸成を図るものである。

2 委託期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

3 委託金額の上限

金4,500,000円

※消費税及び地方消費税相当額を含む。

※本業務の実施に係る費用は、全て上記委託金額の範囲内とする。

4 委託業務の内容

別紙の仕様書のとおり

5 応募資格要件

受託希望者は、次の要件全てを満たしているものとする。

- (1) 京都市競争入札参加有資格者名簿に登録している者であること。または、京都市競争入札等取扱要綱第2条第1項各号に掲げる資格を有すると認められる者。
- (2) 京都市長から入札参加停止の措置を受けている期間中でない者。
- (3) 京都市内に事務所を有するか、京都市内を活動の拠点としている者。
- (4) 提案した内容を遂行するのに必要な経営基盤を有し、かつ資金等について十分な管理能力を有している者

6 資料の提出

(1) 提出資料

受託希望者は、以下の資料を提出すること。

なお、以下の提出資料のうち、ウ～オについては、審査で使用するため、資料内に応募企業の名称を記載しないようにすること。

ア プロポーザル参加申込書（様式1） 1部

イ 参加資格要件を満たすことが確認できる資料（誓約書（様式2）、企業・団体概要、直近3事業年度の決算書） 1部

※ 企業・団体設立年の都合で3事業年度が提出できない場合、提出可能な範囲で可。

ウ 別紙の仕様書を踏まえた、提案内容が分かる資料（様式自由） 7部

※ 実施内容、実施手法、スケジュールなどをできる限り具体的に記載すること。

エ 実施体制が確認できる資料（様式自由） 7部

本業務の実施体制（全体の体制や人員など）、大学や産業界等との連携体制、配置する人員の経歴・スキルなどが分かるように記載すること。

オ 受託希望者の活動実績（様式自由） 7部

※ 本業務に類似する事業等の実績がある場合は、内容が分かる資料を提出すること。

カ 経費見積書（様式自由） 1部

あて先は京都市長とすること。

(2) 提出締切日

令和6年3月11日（月）午後4時（必着）（郵送又は持参）

※ 郵送時は、書留郵便で送付すること。郵便不着の際は、応募がなかったものとみなす。

※ 仕様書等についての質問等がある場合は、下記担当に令和6年3月4日（月）午後3時までに電子メールで送付すること。回答は3月7日（木）までに京都市ウェブサイトに掲載する。

(3) 問合せ先及び提出先

京都市総合企画局総合政策室大学政策担当（担当：川本、上掛）

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

TEL 075-222-3032

E-mail daigakuseisaku@city.kyoto.lg.jp

7 審査

提出資料に基づき書類審査を行い、合計点が最も高い団体を受託候補者として選定する。

ただし、同点の場合は、市内中小企業に該当する応募者を上位とする。（ ）内は配点。

なお、審査は総合企画局総合政策室長、大学政策部長、大学政策課長、留学生支援・大学連携推進担当課長、産業観光局産業企画室ひと・しごと環境整備担当部長の5人からなる本市の選考委員会が以下の審査項目及び配点に基づき審査を行う。

(1) 委託業務の提案内容（50点（一人あたり最大10点×5人））

- ・ 学生が就職活動前の早い段階から地域企業と出会い、地域企業が持つ特色や強み（オリ

ジナルの付加価値)に興味・関心を持ってもらうとともに、学生の将来的な京都での就職・定住に向けた気運の醸成への寄与が見込める内容になっているか。

- ・ 多様な学生の参加が期待でき、学生同士が協働するメリットをいかすことができるよう、工夫されたものとなっているか。
- ・ 学生が単なる座学にとどまらず、実際の地域企業の現場の雰囲気を感じながら、地域企業のこだわりや強みを理解できる工夫がなされているか。
- ・ 地域企業にとって、多様な学生の考え方に直接触れる機会を通じ、新たな気付きや知見を得ることが期待できるものになっているか。
- ・ プロジェクトに参加した学生へのアンケート調査など、本プロジェクトの今後の磨き上げを意識した各種フィードバックの仕組みが考慮されているか。

(2) 運営体制 (20点) (一人あたり最大4点×5人))

本業務を円滑に実施できる体制を確保できているか。十分なスキル・知識を有する人員を配置できているか。

(3) 活動実績 (20点) (一人あたり最大4点×5人))

本業務を効果的に実施するためのノウハウ・経験等を有しているか。本業務に類似する事業等を実施した実績があるか。

(4) 経費見積 (10点)

以下の数式により採点する。

- ・ 最低価格を提示した者 点数 = 10点
- ・ それ以外の者 点数 = 最低提示価格 ÷ 当該提示価格 × 10点 (小数点以下切捨て)

※ 応募が1団体しかなく、かつ、採点結果が75点に満たない場合、プロポーザルを再度実施することとする。

8 審査結果の通知及び公表

審査の結果は、令和6年3月26日(火)までに、各応募者に通知するとともに、選定の結果、参加した事業者及び評価点その他契約相手方を選定した理由が分かる情報を公表する。

9 契約手続

プロポーザルの実施後、本市が提示する仕様書及び受託候補者の提案内容を踏まえ、契約内容について協議し、合意に達した場合に契約を締結する。

受託候補者が契約内容に合意できない場合は、審査の結果、受託候補者の次に順位の高かった者と協議を行い、合意に達したときは、その者と契約する。その者と合意に達しないときは審査の結果の順位に従って協議を行う。

10 その他

- (1) 本業務は令和6年度予算による事業につき、京都市会において、本業務に係る予算が成立しなかった場合、事業を実施しないことがある。

この場合において、本件委託のために行った準備行為等に係る費用が既に発生していても、応募者は、その費用を京都市に請求することはできない。

- (2) 公募手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 失格となる企画提案書
- 企画提案書が次の事項の一つに該当する場合には失格となる場合がある。
- なお、失格となった場合は、別途通知する。
- ① 提出期限、提出先、提出方法に適合しないもの
 - ② 指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの
 - ③ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
 - ④ 虚偽の内容が記載されているもの
- (4) すべての提出書類の作成・提出に係る費用は、応募者の負担とする。
- (5) 提出された企画提案書は、受託候補者の選定以外には、応募者に無断で使用しないこととする。ただし、提案の内容については、今後の参考にすることがある。
- (6) 提出期限以降における提案書の差替え及び再提出は認めない。
- (7) すべての提出書類は、返却しない。
- (8) 本事業の実施に係るスケジュールは次のとおりとする。
- ・令和6年2月26日（月） 募集開始
 - ・令和6年3月 4日（月） 質問受付締切（午後3時）
 - ・令和6年3月11日（月） 資料提出締切（午後4時）
 - ・令和6年3月26日（火）まで 受託候補者の決定